平成２５年（フ）第３８０号
兵庫県姫路市飾磨区阿成967番地グランアウローラⅢ101号
債務者　宮本　榮子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３８３号
兵庫県加古郡播磨町古田３丁目17番７号
債務者　松本　隆弘
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３９３号
兵庫県加古川市野口町長砂957番地の１ジーゼット104号
債務者　森山　重郎
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３９５号
兵庫県加古川市別府町新野辺891番地サニーヴィレッジＢ―102号
債務者　佐々木弘美こと　孫　　弘美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市青山南１丁目２番５―105号県公営住宅青山団地５号棟
債務者　福井　利則
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１５号
兵庫県加古川市加古川町河原269番地の１県営加古川河原鉄筋住宅３―202号
債務者　村上　孝市
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４１６号
兵庫県加古川市加古川町河原269番地の１県営加古川河原鉄筋住宅３―202号
債務者　村上得恵子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４４１号
兵庫県姫路市北八代１丁目２番８号　中根ハイツ７号
債務者　前田　春夫
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３９号
奈良市神功１丁目６番地　平城第１団地13―205
債務者　八尾　英生
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３４４号
奈良市横井１丁目112番地の４　岡田ハイツ202号
債務者　山本　雅枝
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３５６号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―837
債務者　林　昭太郎
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３５７号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―837
債務者　林　　芳子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８１２号
広島市安芸区矢野南３丁目27番32―101号
債務者　矢野　　修
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２６号
広島市中区江波南２丁目23番３―204号
債務者　三島　一恵
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０号
広島県三原市城町２丁目10番15―202号
債務者　飯島企画こと　飯島　善生
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
愛媛県松山市清水町１丁目２番地16
債務者　丸山　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８９号
愛媛県松山市古川南２丁目１番23号　レオパレス古川Ⅲ―111号
債務者　西上　法子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
松山地方裁判所民事部